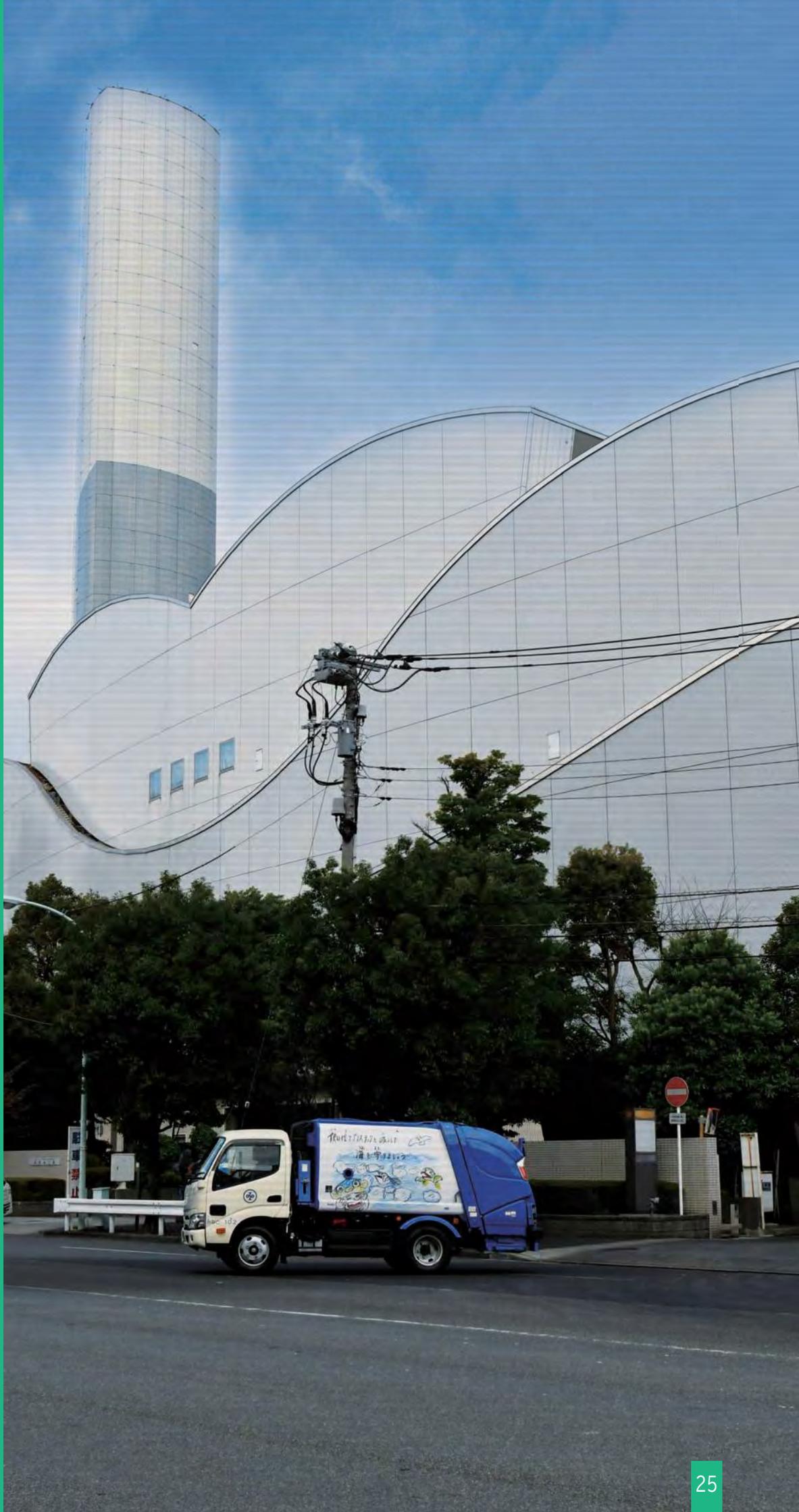


第2章

ごみ処理基本計画



1 基本理念

大量生産・大量消費の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有しています。温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、プラスチックごみによる海洋汚染、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊などを引き起こしてきました。これからは、社会・経済・環境の3つのバランスの取れた社会をめざすための「持続可能な開発目標 (SDGs)」を共通認識に、国民・事業者・行政が意識改革・行動変容を実行に移し、主体的な取組を加速していくことが求められています。

区民・事業者は自身が「排出者」であると自覚した上で、排出者責任の考え方に基づくごみの排出ルールの順守・適正処理の推進を徹底し、区は快適な生活環境の保全と適正

なごみの収集運搬・処理を実践し、区民・事業者の主体的な取組を効果的に支援するなど、それぞれの責任と役割を果たすことが重要です。

前回計画では、「環境に配慮した持続可能な社会をめざして、循環型社会・低炭素社会形成への統合的な取組を、区民・事業者とともに推進します」を基本理念として掲げましたが、この理念は普遍的なものであり、前回計画策定以降の状況変化を踏まえてもなお、現在及び未来において有効であることから、変更せずに本計画に引き継ぎます。

本計画では、基本理念の具現化に向けて、区民・事業者・区のそれぞれの責任と役割に応じた基本方針を定め、目標を見据えながら様々な施策に取り組みます。

基本理念

環境に配慮した持続可能な社会をめざして、循環型社会・低炭素社会形成への統合的な取組を、区民・事業者とともに推進します

基本方針 1

区民の参画と協働による3Rを推進します



基本方針 2

事業者の社会的責任に基づく廃棄物の発生抑制と資源循環を促進します



基本方針 3

安全・安心な区民生活を支え続ける適正で効率的な廃棄物処理を実践します



図 2-1 本計画の基本理念・基本方針

2

基本方針

基本方針1

「区民の参画と協働による3Rを推進します」

区は、全国に先駆けた容器包装プラスチックと製品プラスチックの資源回収や食品ロス削減に向けた普及・啓発など、様々な施策の展開により、ごみの減量と資源化に取り組んできました。一方、家庭から排出されるごみは、人口増加に伴う量的な拡大に加え、再生可能な資源が可燃ごみや不燃ごみに多く混入するなど、質的な課題もごみ排出実態調

査で明らかになっており、区民の意識改革・行動変容が強く求められます。

区民がごみを出さない生活スタイルを日常的に意識し、発生したごみはルールに基づき適正に排出し、リサイクルにつなげていける状況を創出することを目的に、基本方針として「区民の参画と協働による3Rを推進します」を掲げます。

基本方針2

「事業者の社会的責任に基づく廃棄物の発生抑制と資源循環を促進します」

区は、事業系ごみの削減に向け、事業用途に供する延床面積が1,000㎡以上の大規模建築物に対し再利用計画書の提出を義務付け、定期的に立入調査を実施するなど、様々な施策を展開してきましたが、区の総排出量の約6割を占める持込ごみ量はおおむね横ばい傾向で推移しています。

廃棄物処理法に定める基本原則である排

出者責任に基づき、ごみの適正処理を徹底するとともに、消費者にとって分別やリサイクルが容易な製品を開発するなど、社会的責任に基づき主体的にごみの減量と資源の再利用に取り組める状況を創出することを目的に、基本方針として「事業者の社会的責任に基づく廃棄物の発生抑制と資源循環を促進します」を掲げます。

基本方針3

「安全・安心な区民生活を支え続ける適正で効率的な廃棄物処理を実践します」

区は、ごみや資源を安定的に収集運搬するため、収集業務の民間委託や収集ルートの見直しなど効率性を高めながら、繁華街での早朝収集や高齢者等世帯への戸別訪問収集など、清掃事業のサービス向上に取り組んできましたが、自然災害や感染症に備えた万全な体制の構築といった重要な課題

にも直面しています。

区は、いかなる状況においても、区民生活を支える廃棄物処理を実践し、清潔で快適な生活環境を保全していく必要があることから、基本方針として「安全・安心な区民生活を支え続ける適正で効率的な廃棄物処理を実践します」を掲げます。

港区がめざす 12 の数値目標

数値目標は、本計画に掲げる取組の進捗を管理し、その達成状況を区民・事業者と共有し、必要に応じて取組の強化・見直しを図るための指標として用います。

本計画では、計画全般にわたる取組の最終的な到達点を示す「総排出量」、「資源化率」、「温室効果ガスの排出量」に加え、各

取組の効果をダイレクトに測定する「プラスチック排出量」、「資源回収量」、「持込ごみ量」、区民・事業者の意識改革・行動変容の状況を確認する「ごみと資源の分別状況」、「再利用計画書上の再利用率」など、12 項目の目標を設定しました。

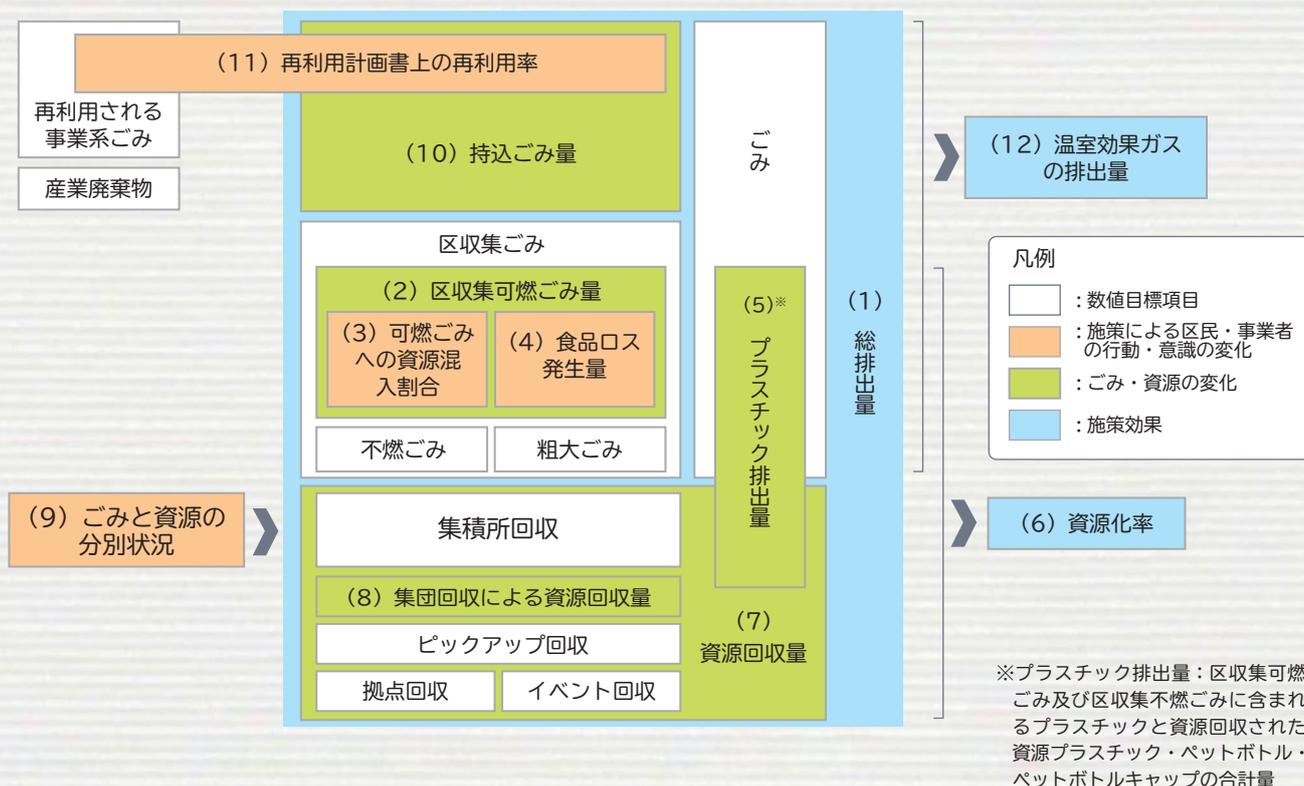


図 2-2 数値目標項目間の関連 (イメージ図)

区が現状の施策を継続していく前提で、今後の人口動向を加味した将来推計 (トレンド推計) を行った結果、ごみの総排出量が令和 14 (2032) 年度に 194,300t/ 年に達すると予測されるなど、環境負荷の増大が懸念されます。

このため、区民・事業者・区がそれぞれの責任と役割を果たし、環境負荷の少ない持続可能な社会を将来世代に引き継いでいくという意識を共有するための数値目標を設定しました。

数値目標の設定に当たっては、SDGs、国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」や「プラスチック資源循環戦略」、東京都の「ゼロエミッション東京戦略」などで示された上位計画等の目標（表 2-1）を達成した上で、区収集可燃ごみ量を3割以上削減し、資源回収量を6割以上増加させることで、資源化率を人口 10 万人以上の自治体の最高水準にまで引き上げるなど、意欲的な目標を掲げました。

主に家庭から排出されるごみ・資源に関わる数値目標は、ごみ・資源の品目ごとの数量を一つひとつ積み上げて、原単位（一人1日当たりの量）を算定した上で、各年度の人口を乗じて数値化しました。

事業所から排出されるごみ（持込ごみ）に関わる数値目標は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動が縮小・停滞し、感染拡大収束後の中長期的な経済の見通しが立たないことから、令和元（2019）年度の実績値を基礎に、紙類や厨芥類の再利用による削減効果を反映して数値化しました（表 2-2）。

本計画の進捗を区民・事業者と共有するに当たっては、全体の数量に加え、原単位を活用することで、個人の行動がどのように環境に影響を与えているかを身近に感じられるよう工夫し、区民一人ひとりのごみ減量への意識の醸成につなげていきます。

表 2-1 国・東京都・特別区の上位計画等の目標

目標項目	目標値
第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30（2018）年 6 月）【国】	
一般廃棄物の出口側の循環利用率※	令和 7（2025）年度までに約 28%
食品ロス量	令和 12（2030）年度までに平成 12（2000）年度の半減
一人 1 日当たりのごみ排出量	令和 7（2025）年度までに約 850g/人・日
一人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	令和 7（2025）年度までに約 440g/人・日
プラスチック資源循環戦略（令和元（2019）年 5 月）【国】	
ワンウェイのプラスチック（容器包装等）	令和 12（2030）年度までに累積 25% 削減
ゼロエミッション東京戦略（令和元（2019）年 12 月）【東京都】	
一般廃棄物のリサイクル率※	令和 12（2030）年度までに 37%
家庭からの廃プラスチックの焼却量	令和 12（2030）年度までに平成 29（2017）年度比 40% 削減
清掃負担の公平について（令和 2（2020）年 11 月）【特別区】	
一人当たりの区収集可燃ごみ量	令和 12（2030）年度までに平成 20（2008）年度比 20% 削減

※ 一般廃棄物の再生利用量を一般廃棄物の排出量で除したもので、本計画上における「資源化率」に相当します。

表 2-2 各項目における数値目標

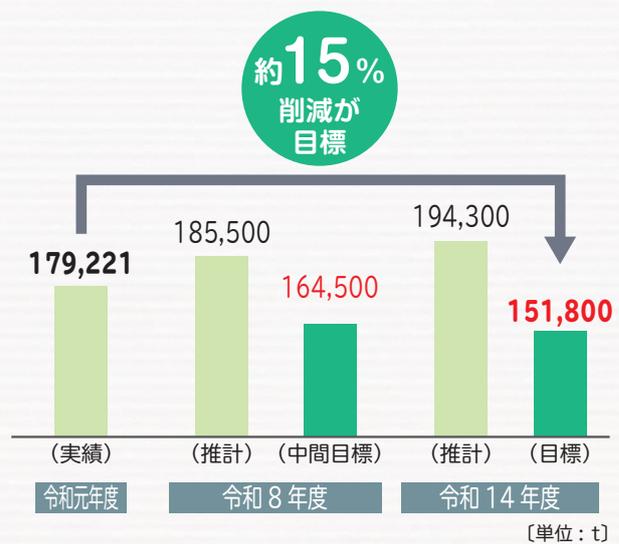
		実績値
		(令和元年度)
1 総排出量	年間量	179,221 t/年
	一人1日当たりの量	1,880.6 g/人・日
2 区収集可燃ごみ量	年間量	50,665 t/年
	一人1日当たりの量	531.6 g/人・日
3 可燃ごみへの資源混入割合		25.7 %
4 食品ロス発生量	年間量	5,287 t/年
	一人1日当たりの量	55.5 g/人・日
5 プラスチック排出量	年間量	12,658 t/年
	一人1日当たりの量	132.8 g/人・日
6 資源化率		29.3 %
7 資源回収量	年間量	22,353 t/年
	一人1日当たりの量	234.6 g/人・日
8 集団回収による資源回収量	年間量	5,643 t/年
	一人1日当たりの量	59.2 g/人・日
9 ごみと資源の分別状況		39.7 %
10 持込ごみ量		103,020 t/年
11 再利用計画書上の再利用率		紙類： 60.0 % 厨芥類： 14.0 %
12 温室効果ガスの排出量		22,372 t-CO ₂ /年

推計値		目標値	
中間年度 (令和 8 年度)	最終年度 (令和 14 年度)	中間年度 (令和 8 年度)	最終年度 (令和 14 年度)
185,500 t/年	194,300 t/年	164,500 t/年	151,800 t/年
1,785 g/人・日	1,680 g/人・日	1,583 g/人・日	1,313 g/人・日
55,200 t/年	61,500 t/年	41,300 t/年	33,200 t/年
532 g/人・日	532 g/人・日	397 g/人・日	287 g/人・日
26 %	26 %	24 %	21 %
5,800 t/年	6,400 t/年	3,800 t/年	2,600 t/年
55 g/人・日	55 g/人・日	37 g/人・日	22 g/人・日
13,800 t/年	15,400 t/年	12,100 t/年	11,600 t/年
133 g/人・日	133 g/人・日	116 g/人・日	101 g/人・日
29 %	28 %	40 %	50 %
23,700 t/年	25,900 t/年	30,100 t/年	36,700 t/年
229 g/人・日	224 g/人・日	289 g/人・日	317 g/人・日
5,900 t/年	6,400 t/年	6,800 t/年	7,700 t/年
57 g/人・日	56 g/人・日	65 g/人・日	67 g/人・日
40 %	40 %	53 %	65 %
103,020 t/年	103,020 t/年	90,100 t/年	79,000 t/年
紙類：60 % 厨芥類：14 %	紙類：60 % 厨芥類：14 %	紙類：66 % 厨芥類：20 %	紙類：72 % 厨芥類：25 %
24,200 t-CO ₂ /年	26,800 t-CO ₂ /年	18,300 t-CO ₂ /年	14,900 t-CO ₂ /年

1 | 総排出量

区収集ごみ量と持込ごみ量と資源回収量の合計で、一般廃棄物処理基本計画の根幹をなす指標です。区民・事業者を含めた区全体でのごみの減量・資源化に関わる取組について進捗を確認し、その成果を総合的に管理します。

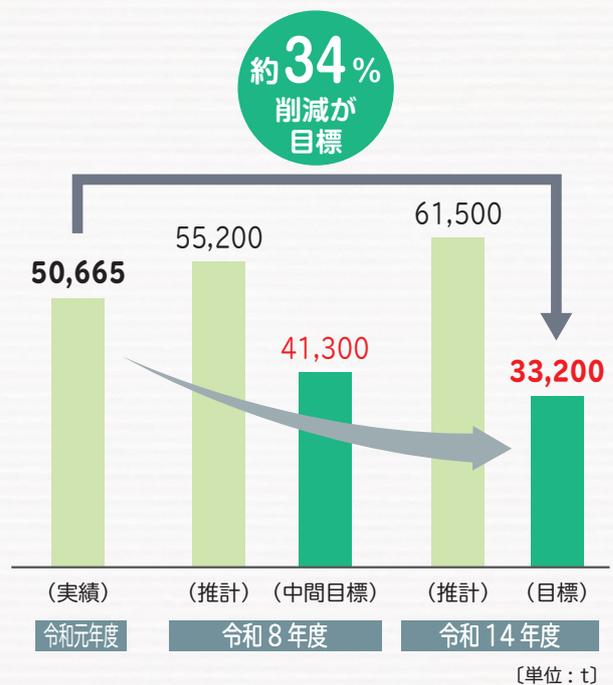
令和元（2019）年度実績 179,221t を、令和 14（2032）年度には 151,800t と約 15% の削減を目標とします。



2 | 区収集可燃ごみ量

区収集ごみの大半を占め、家庭でのごみの減量・資源化に関わる取組の成果を示す指標です。国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、家庭ごみ排出量（不燃含む）を令和 7（2025）年度で一人 1 日当たり約 440g とするとしています。その達成状況や進捗を把握し、周知・広報することは、区民の主体的な 3R 行動を促すきっかけとなり、収集体制の改善にも活用できます。

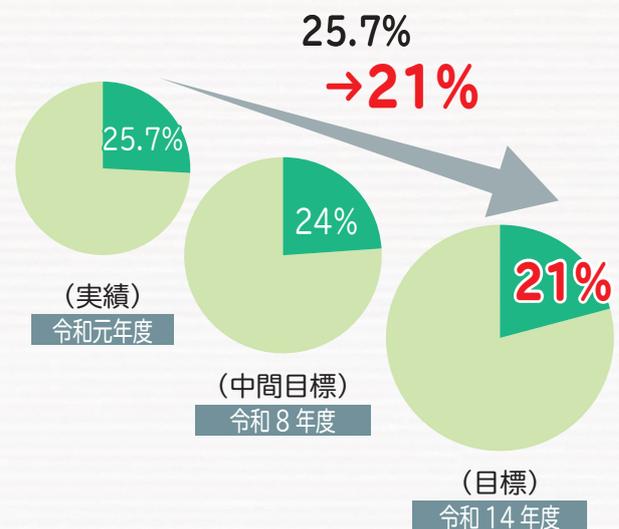
令和元（2019）年度実績 50,665t を、令和 14（2032）年度には 33,200t と約 34% の削減を目標とします。



3 | 可燃ごみへの資源混入割合

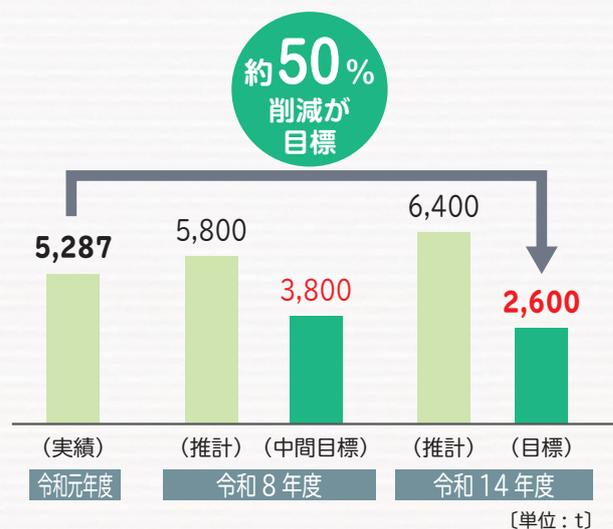
区収集可燃ごみ量に含まれる資源の割合で、区民の分別状況を客観的・定量的に示す指標です。また、区民の 3R 行動の成果の一つの指標として、分別状況の改善、資源回収量の拡大、効果的な啓発方法等の検討に活用できます。

令和元（2019）年度実績 25.7% を、令和 14（2032）年度には 21% に減少させることを目標とします。



4 | 食品ロス発生量

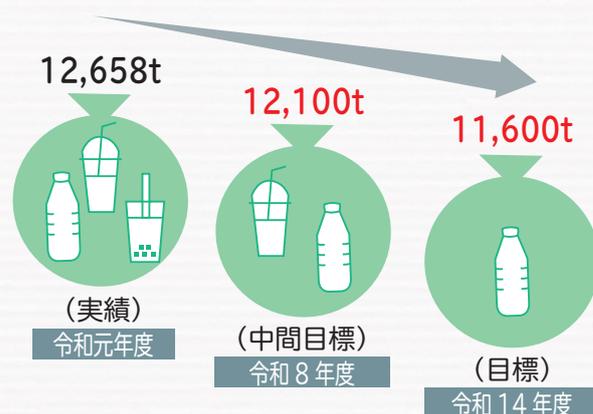
区収集可燃ごみ量のうち「未利用食品」・「残飯・使い残し」、「過剰除去」の合計で、家庭での食品ロス削減の取組の成果を示す指標です。SDGs や国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」等において、令和 12 (2030) 年度に平成 12 (2000) 年度比で半減することを目標としていることを踏まえ、令和元 (2019) 年度実績 5,287t を、令和 14 (2032) 年度には 2,600t と約 50% の削減を目標とします。



5 | プラスチック排出量

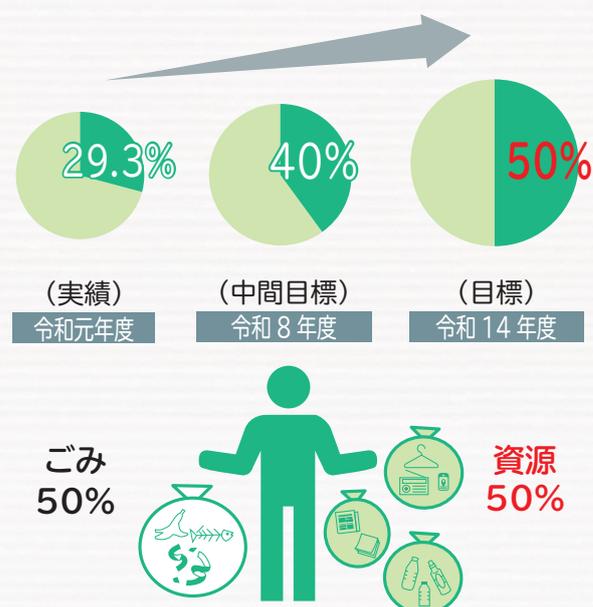
「可燃ごみと不燃ごみに混入するプラスチック」と「資源として回収したプラスチック (資源プラスチック・ペットボトル・ペットボトルキャップ)」の合計で、区全体でのプラスチック使用抑制に関わる取組の成果を示す指標です。国の「プラスチック資源循環戦略」では、ワンウェイプラスチックの排出量を令和元 (2019) 年度から令和 12 (2030) 年度までの累積で 25% 削減することが目標となっています。プラスチックの焼却はごみ処理における温室効果ガス排出量の主要因でもあり、排出量 (廃棄量) を抑えることは地球環境保全の観点からも重要です。

令和元 (2019) 年度実績 12,658t を、令和 14 (2032) 年度には 11,600t に削減することを目標とします。



6 | 資源化率

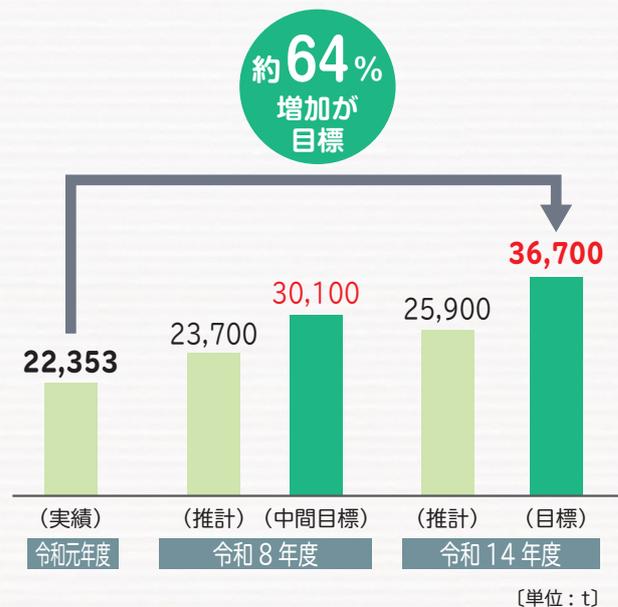
資源回収量を区収集ごみ量と資源回収量の合計で除して得られる割合で、家庭でのごみの減量・資源化に関わる取組の成果を示す指標であり、一般廃棄物処理基本計画の根幹をなす指標です。国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、令和 7 (2025) 年度に約 28% とすることが目標となっています。区は、既に令和 2 (2020) 年度実績で国の目標を達成していますが、更なる資源化率の向上をめざし、令和 14 (2032) 年度に資源化率 50% を目標とします。



7 | 資源回収量

集積所回収、拠点回収、イベント回収、ピックアップ回収及び集団回収による資源の合計量で、資源循環の推進に関わる取組の成果を示す指標であり、総排出量・資源化率と同様に、一般廃棄物処理基本計画の根幹をなす指標です。

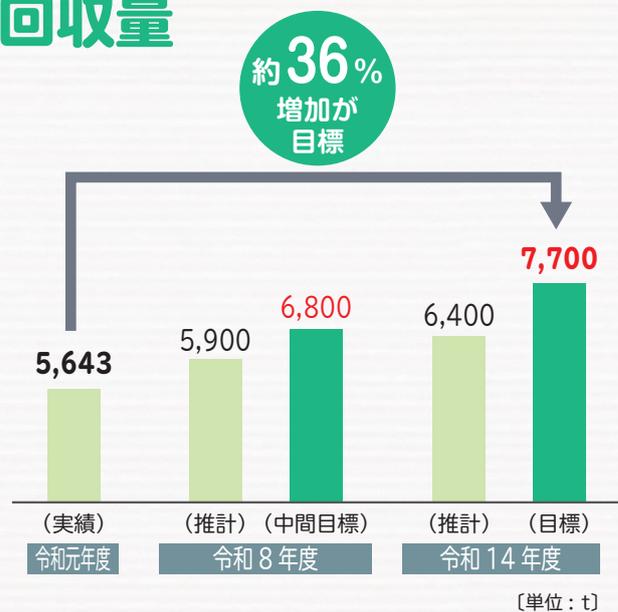
令和元（2019）年度実績 22,353t を、令和 14（2032）年度に 36,700t と約 64% 増加させることを目標とします。



8 | 集団回収による資源回収量

区民の参画・協働による資源化の取組の成果を示す指標です。資源回収量の約 25% を占めており、区民協働によるリサイクルシステムの状況を把握し、報奨金等の支援を通じた資源回収促進の効果を測定します。

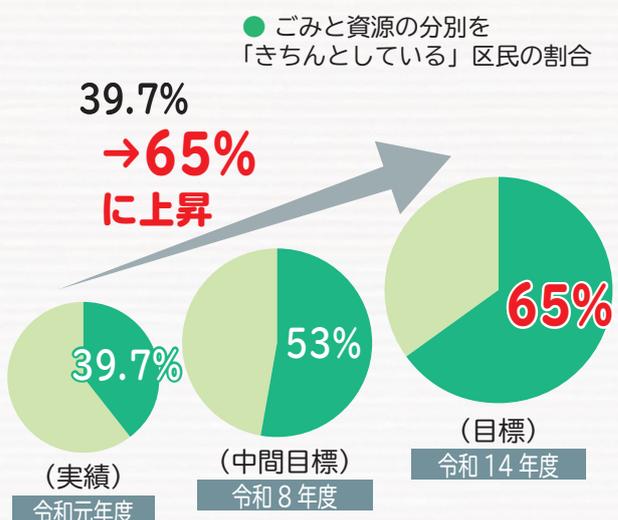
令和元（2019）年度実績 5,643t を、令和 14（2032）年度に 7,700t と約 36% 増加させることを目標とします。



9 | ごみと資源の分別状況

「区民意識調査」において“きちんと分別をしている”と回答した人の割合で、区民の分別状況を示す指標です。区民の分別意識を把握するための目安であり、可燃ごみへの資源混入割合と同様に、分別状況の改善、資源回収量の拡大、効果的な啓発方法等の見直しに活用します。

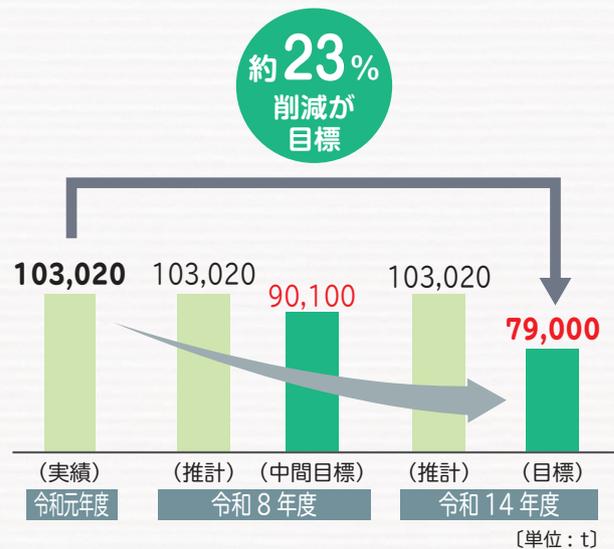
令和元（2019）年度実績 39.7% を、令和 14（2032）年度に 65% に上昇させることを目標とします。



10 | 持込ごみ量

清掃工場に搬入された事業系のごみ量で、延床面積 1,000 m²以上の事業者におけるごみの減量と資源の再利用に関わる取組の成果を示す指標です。持込ごみ量の目標達成の状況や進捗を明確化し、事業者の適正処理を推進するためのきっかけとすることに加え、事業系ごみに関わる取組の検証にも活用します。

令和元（2019）年度実績 103,020t を、令和 14（2032）年度には 79,000t と約 23% 削減することを目標とします。

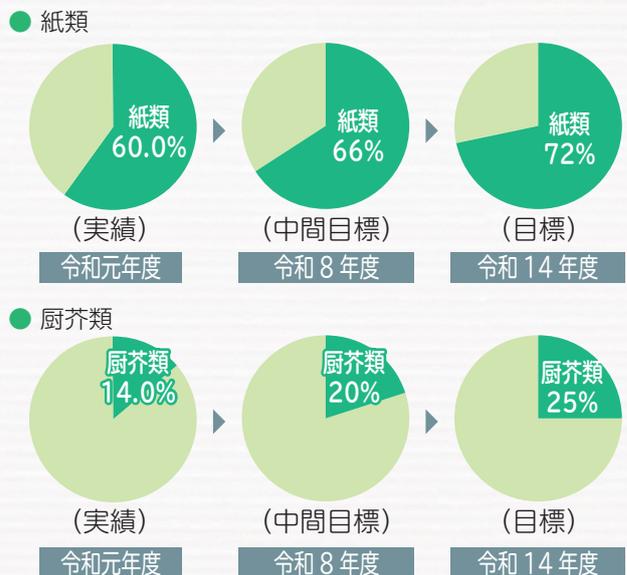


11 | 再利用計画書上の再利用率

事業用途の延床面積が 1,000 m²以上の事業者において提出が義務付けられている「再利用計画書」での再利用率で、大規模事業者のごみの減量と資源の再利用に関わる取組の成果を示す指標です。

事業系ごみ中の大半を占める「紙類」と「厨芥（生ごみ）類」をターゲットに再利用を促進し、事業者の主体的な取組や区施策の効果を把握・管理します。

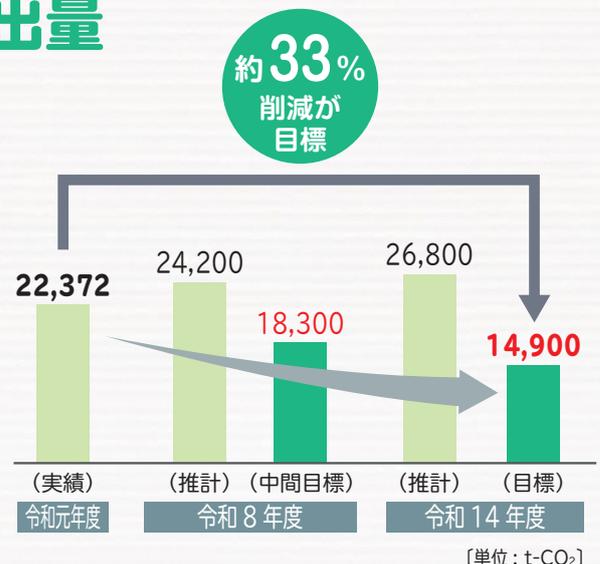
令和元（2019）年度はそれぞれ 60.0%、14.0% の実績を、令和 14（2032）年度には 72%、25% に上昇させることを目標とします。



12 | 温室効果ガスの排出量

可燃ごみ焼却に伴うメタン（CH₄）・一酸化二窒素（N₂O）の排出量を二酸化炭素相当量に換算した数値と、プラスチック焼却に伴う二酸化炭素（CO₂）の排出量を合計した値で、区の廃棄物事業における低炭素社会の実現に向けた取組の成果を示す指標です。ごみの減量・資源化による地球温暖化への影響を把握・管理します。

令和元（2019）年度実績 22,372 t-CO₂ を、令和 14（2032）年度には 14,900 t-CO₂ と約 33% の削減を目標とします。



（温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル ver4.4（環境省、令和元年 7 月）に基づき算定）

事業系ごみの発生抑制



本取組に
関連する SDGs



区のこれまでの取組

区は、事業用大規模建築物（延床面積1,000 m²以上）に対して、廃棄物管理責任者の選任や再利用計画書の提出により、事業系ごみの適正処理や減量、資源の再利用を義務付けているほか、定期的に職員が立入調査を行い、必要な指導や助言を行っています。「ごみ減量セミナー」では、事業所から排出される紙類等をリサイクルすることで廃棄物処理コストの削減につながるメリットを紹介しているほか、優れた取組を行っている事業者を表彰し、その取組を広く紹介する「ごみ減量優良事業者等表彰制度」等も実施しています。また、ごみ減量に積極的に取り組む小規模の小売店を「みなとエコショップ」に認定し、広く紹介するなど、事業系ごみの発生抑制に向けた様々な施策を実施しています。

こうした取組により、オフィス等ではコピー・OA用紙を中心に高い再利用率を維持しており、持込ごみ量は近年、減少に転じています。

なお、ごみや資源の排出量が1日平均50 kg未滿の少量排出事業者については、家庭ごみの収集に支障のない範囲で区が収集していますが、家庭ごみの収集量の増加に伴い、現在は新規受付を停止し、一般廃棄物収集運搬業者による収集・処理を要請しています。

本計画では、これまでの取組に加え、目標達成に向けて、事業者の自己処理責任の原則に基づくごみの発生抑制と適正処理を一層推進していくために必要な取組を掲げます。



今後の具体的な取組



★は優先的に取り組むものを示します。

▶ 大規模建築物の所有者の義務の徹底★

事業用大規模建築物（延床面積 1,000 m²以上）の所有者には、当該建築物から排出されるごみの減量が条例により義務付けられており、立入調査等を通じてごみの減量や資源の再利用を徹底し、必要に応じて改善勧告や公表、収集拒否等の措置を講じます。



職員による立入調査の様子

▶ 大規模開発におけるごみの減量や資源の再利用の促進

大規模開発に際して、ごみの減量や資源の再利用のスキームに関わる事前協議を義務付け、湿式シュレッダーや生ごみ処理機、バイオマスによるエネルギー回収設備などの導入を促進するとともに、再生利用指定制度の活用や支援制度の創設について検討します。



事業用生ごみ処理機

▶ 大規模建築物に対するごみ減量目標の設定

一定規模以上の事業用大規模建築物の所有者に対し、厨芥類やミックスペーパー（封筒、包装紙、シュレッダーくず等のその他再生可能紙）などその他紙類といった種類に応じたごみの減量と資源の再利用に関わる目標を設定し、目標の達成状況に応じたインセンティブやペナルティを付与するなどの仕組みを検討します。

▶ ごみ減量アドバイザーの派遣

事業用大規模建築物への立入調査により把握した課題の解決を図るため、専門的知見を有するアドバイザーを派遣し、資源やごみの保管場所の改善、実量測定（自主計量によるごみ量把握）の導入、再利用率向上の方策、入居テナントとの協力関係構築などに関わる実践的な助言を行うことを検討します。

👉 テナントの主体的な取組の促進 ★

ごみの減量に関し、事業用大規模建築物の所有者への協力が義務付けられているにもかかわらず、当該建築物の再利用率の向上を図る上で課題となっている占有者（テナント）の主体的な取組を促進するため、廃棄物管理責任者がテナントに説明を行うための分かりやすいパンフレット等を作成します。

👉 職場での分別ルール徹底

オフィス等でのごみの手元分別を徹底するため、多言語やピクトグラムを活用し、外国人労働者や留学生などにも分かりやすい港区オリジナルデザインの分別表示を作成・提供します。

● 事業系ごみの分別



👉 一般廃棄物収集運搬業者との連携による適正排出の促進

一般廃棄物収集運搬業者は、顧客である排出事業者に対し、ごみの減量や分別の徹底への協力を要請しにくい一方で、清掃工場等の処理施設への不適正搬入など法令に違反した場合には、行政処分や罰則が科せられる可能性があります。東京二十三区清掃一部事務組合と連携した清掃工場での搬入物検査の結果分析に加え、一般廃棄物収集運搬業者が実感している排出事業者の排出実態をアンケート調査等により把握し、ごみの減量や適正排出を促す効果的な施策を創出します。



搬入物検査の様子
提供：東京二十三区清掃一部事務組合

▶ 民間収集への移行促進 ★

事業系ごみの処理は、排出事業者の自己処理が原則であり、区は家庭ごみの収集に影響のない範囲で事業系ごみの収集（区収集）を行っています。事業者のごみの自己処理責任を徹底するため、区収集を利用している少量排出事業者に対し、収集の頻度や収集の時間帯などを排出事業者側が個々の状況に合わせて選択できるなどの民間収集（一般廃棄物収集運搬業者に委託）のメリットを示しながら、民間収集への移行を促します。

民間収集のメリット

- * ごみの収集曜日・時間帯を選択できます！
- * 集積所での収集ではないため、近隣トラブルが減少します！
- * 区の単価よりも処理料金が安くなる場合があります！

▶ 区が収集する基準（日量基準）の引下げ

少量排出事業者が区収集を利用できる基準は、1日平均又は臨時に排出する事業系一般廃棄物の量が50kg未満であることとしていますが、事業者のごみの自己処理責任を徹底し、民間収集への移行を促すため、日量基準の見直し（引下げ）を検討します。



一般廃棄物 50kg（イメージ）

▶ 中小商店等に対する民間収集への移行支援

区収集を利用している少量排出事業者のうち、中小商店等で、排出量が少ないために民間収集への移行が困難な状況が生じている場合は、商店街単位など複数店舗が共同で委託できるよう支援策を検討します。

▶ 区収集を利用できる事業者の登録

区収集の新規受付を引き続き停止するとともに、対象事業者を区収集以外の方法では廃棄物の処理が困難な事業者に限定（厳格化）し、区に登録した事業者だけが有料ごみ処理券（シール）を購入の上、区収集を利用できる公平性と透明性が確保される仕組みを検討します。



事業系有料ごみ処理券

取組の効果（数値目標の達成への寄与）

事業用大規模建築物の主体的なごみの減量と資源の再利用を促進し、紙類と厨芥類を中心に、再利用計画書上の再利用率を増加させることにより、持込ごみ量を約 24,020t 削減します。これにより、総排出量約 24,020t と温室効果ガスの排出量約 400t-CO₂の削減効果を生み出します。

関連する数値目標項目

- (1) 総排出量
- (2) 区収集可燃ごみ量
- (3) 可燃ごみへの資源混入割合
- (4) 食品ロス発生量
- (5) プラスチック排出量
- (6) 資源化率
- (7) 資源回収量
- (8) 集団回収による資源回収量
- (9) ごみと資源の分別状況
- (10) 持込ごみ量
- (11) 再利用計画書上の再利用率
- (12) 温室効果ガスの排出量

- これまでの取組の継続・強化
- 新たな取組による発生抑制・適正処理の促進

事業者の意識・行動の変化

ごみの減量・
資源の再利用

持込ごみ中の
紙類・厨芥類

(11) 再利用計画書上の再利用率

紙類：60.0%

→72%に改善

厨芥類：14.0%

→25%に改善



持込ごみを清掃工場に搬入する
一般廃棄物収集運搬業許可車両（港清掃工場）

- 大規模建築物の所有者の義務の徹底
- 大規模開発におけるごみの減量や資源の再利用の促進
- 大規模建築物に対するごみ減量目標の設定
- ごみ減量アドバイザーの派遣
- テナントの主体的な取組の促進
- 職場での分別ルール of 徹底

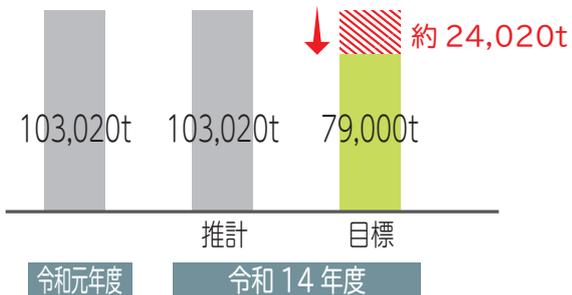
- 一般廃棄物収集運搬業者との連携による適正排出の促進
- 民間収集への移行促進
- 区が収集する基準（日量基準）の引下げ
- 中小商店等に対する民間収集への移行支援
- 区収集を利用できる事業者の登録

ごみ・資源の変化

施策効果

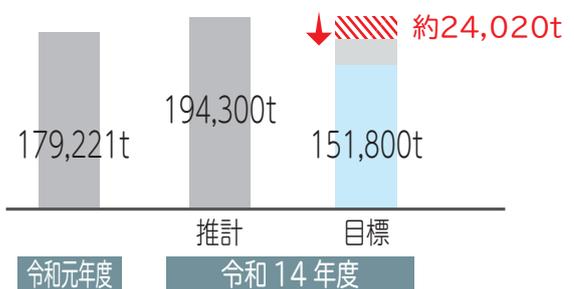
(10) 持込ごみ量

約 **24,020t** の削減に寄与!



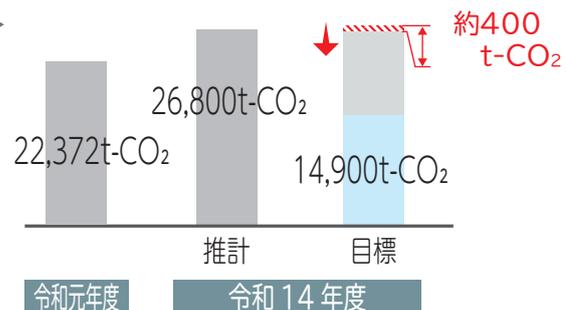
(1) 総排出量

約 **24,020t** の削減に寄与!



(12) 温室効果ガスの排出量

約 **400t-CO₂** の削減に寄与!





本取組に
関連する SDGs



区のこれまでの取組

区は、平成 20（2008）年 10 月から全国に先駆けて容器包装以外のプラスチックを含めた全てのプラスチックを資源として回収し、リサイクルしています。回収したプラスチックは、全て国内の処理施設で身近なプラスチック製品やドライアイスなどに再製品化されています。こうしたマテリアルリサイクルやケミカルリサイクルにより、可燃ごみとして清掃工場で焼却し、熱回収を行うサーマルリサイクルと比べ、温室効果ガス排出量を大幅に削減しています。

世界的な問題となっている海洋プラスチック問題に関しては、紙ストローの配布や清掃車両のラッピング、小・中学生向けのパンフレットの作成などの啓発を行うとともに、

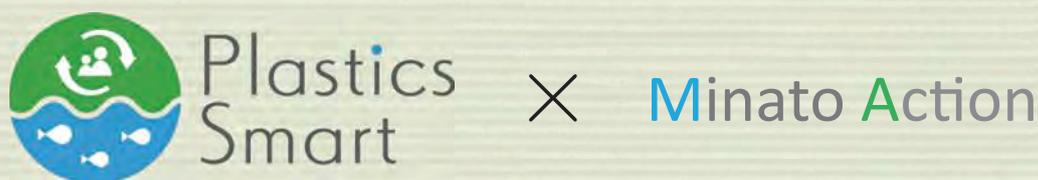
令和 2（2020）年 7 月にスタートしたレジ袋有料化を契機として、区内商店街に啓発ポスターやマイバッグを提供するなど、事業者との連携も深めています。令和 2（2020）年度からは、「港区役所『使い捨てプラスチック』削減方針」に基づき、区の施設やイベントから使い捨てプラスチック（ワンウェイプラスチック）を排除する取組も進めています。

本計画では、これまでの取組に加え、目標達成に向けて、事業活動・消費行動における使い捨てプラスチックの使用抑制を基本に、徹底した分別と適正処理による資源循環を車の両輪として一層推進していくために必要な取組を掲げます。

今後の具体的な取組

▶ 海洋プラスチック問題の普及・啓発

環境省のキャンペーン「プラスチック・スマート」に参画し、海洋プラスチック問題に関する情報発信や環境学習を継続的に実施します。みなと環境にやさしい事業者会議や産業団体、消費者団体、清掃協力会などと連携し、生態系や食物連鎖を通じた人間への深刻な影響など、海洋プラスチック問題に対する区民・事業者の意識を醸成するとともに、プラスチックに依存しないライフスタイル・ビジネススタイルの浸透を図ります。



プラスチック・スマート MinatoAction ロゴ

▶ 事業者によるリサイクルの高度化・代替製品開発の支援

廃プラスチックの再生利用やプラスチック代替素材を使用した商品の開発・普及に取り組む区内事業者に対し、商品を事業やイベントで活用・紹介するほか、産業振興の視点も取り入れて、開発経費等の助成、事業者間のマッチングなどの支援策を検討します。

▶ レジ袋の削減とマイバッグの利用促進

レジ袋を削減するため、商店街等と連携したマイバッグ利用を促すキャンペーンを展開するとともに、区オリジナルのマイバッグを活用した啓発を進めます。また、レジ袋有料化後の状況を踏まえた区独自の使用抑制策を検討します。

港区オリジナルマイバッグ



▶ ペットボトルの削減とマイボトルの利用促進

区施設のペットボトル飲料自動販売機のカートン飲料や缶飲料への切替えを進めるとともに、公共施設の冷水機の活用やマイボトル対応型給水機の設置、民間企業と連携した給水スポットの提供、給水スポットの位置を案内するスマートフォンアプリの活用などを通じて、マイボトルの利用を促進します。

Tokyowater Drinking Station
(屋外型のボトルディスペンサー式水飲栓)



④ リユース食器等の利用促進 ★

リユース食器の貸出しやレンタル費用の助成により、イベント等から排出される使い捨てプラスチック容器の削減を図ります。あわせて、近年増加するテイクアウト用の使い捨てプラスチック容器に代わる「ドギーバッグ（料理を持ち帰る際に使う容器や袋）」の普及を促進します。

⑤ 使い捨てプラスチック削減に向けた区の率先した取組 ★

「港区役所『使い捨てプラスチック』削減方針」（令和2（2020）年2月）に基づき、区の事務事業やイベントにおけるプラスチック製の啓発品、包装、ストロー、カップ等の削減や施設内のペットボトル飲料の自動販売機の切替えを進めます。



紙ストロー

港区役所「使い捨てプラスチック」削減方針

区は、事務事業及び施設管理における「使い捨てプラスチック」の排出ゼロを実現するため、全庁を挙げて以下の取組を徹底します。

- ①会議やイベントでは、ペットボトル、プラスチック製のストロー、カップなどは使用しません。
- ②イベントでは、プラスチックを用いた啓発品は配布せず、包装も省略します。
- ③イベントでの飲食に使用する食器は、プラスチック製品から、リユース食器や紙製品など代替製品へ切り替えます。
- ④施設内のペットボトル飲料の自動販売機は、缶飲料、カートカン飲料又はカップ式の自動販売機に切り替えます。
- ⑤庁舎内のコンビニ、売店等でのレジ袋の配布を取り止め、プラスチック製品包装等の使用を抑制します。

⑥ 商店街イベント等での発生抑制と回収支援

商店街等のイベントから排出されるごみは自己処理を基本とし、原則として区は回収していませんが、プラスチック容器包装の使用抑制や分別の徹底などの条件に合致する場合には、日常の収集作業に支障をきたさない範囲で、区がイベントごみのうちプラスチックごみを無料で回収する仕組みを検討します。



プラスチックごみ

▶ プラスチック製粗大ごみの資源回収

プラスチックがリサイクル可能な廃棄物であることの認識を浸透させるとともに、資源化率の向上を図るため、現在、粗大ごみとして収集しているプラスチック製品の一部（60cm 未満の衣装ケース等）について、排出区分を資源プラスチックに変更します。



プラスチック製衣装ケース

▶ 集団回収の仕組みを活用したプラスチックの回収

区民がプラスチックを分別し、資源として排出することを促すためのインセンティブとして、集団回収の仕組みの活用について検討します。

▶ 排出袋の改善 ★

レジ袋有料化を契機とし、排出袋の購買行動が増加することが予想されることから、焼却しても環境への負荷が少ないごみ袋を可燃ごみの排出袋として推奨することで、プラスチックの使用抑制及び温室効果ガスの排出抑制につなげます。また、資源プラスチック専用の排出袋の作成など、何らかの形で有料化されている可燃ごみの排出袋との差別化を図り、可燃ごみに混入するプラスチックの分別を促す方策を検討します。

▶ 拡大生産者責任の強化 ★

「全国都市清掃会議」など様々な機会をとらえて、国や業界団体に対し、商品の製造販売やサービスの提供の段階におけるプラスチックの使用抑制、使い捨てを前提とした製品の生産や過剰包装の見直し、環境負荷の少ない素材への切替え、分別やリサイクルに配慮した仕様への見直し、容器の回収を促進するデポジット制の採用などを働きかけます。また、容器包装リサイクル制度に関して、プラスチック製容器包装に関わる事業者による発生抑制等のインセンティブをより働かせる観点から、分別収集・選別保管を含めた全てのリサイクルコストを事業者負担とし、拡大生産者責任を明確化することを求めています。

容器包装リサイクル制度の問題点

- ①リサイクル費用の大半を占める収集運搬費、選別・圧縮・梱包などの中間処理費や住民などに対する周知啓発費が全て自治体負担となっている。
- ②事業者の経費負担が軽いため、使い捨て容器の製造削減、過剰包装の見直しが進んでいない。
- ③消費者にとって分別・リサイクルが容易な製品の設計・開発やその普及促進が事業者には義務付けられていない。

取組の効果（数値目標の達成への寄与）

プラスチックの使用抑制を促進し、プラスチック排出量を約 3,800t 削減するとともに、ごみと資源の分別状況を改善し、可燃ごみ中の混入資源を減少させるなどにより、区収集可燃ごみ量を約 4,300t 削減し、資源回収量を約 700t 増加させます。これらにより、総排出量約 3,800t と温室効果ガスの排出量約 11,000t-CO₂の削減効果、資源化率の約2%の増加効果を生み出します。

- これまでの取組の継続・強化
- 新たな取組による使用抑制・資源回収の促進

区民・事業者の意識・行動の変化



関連する数値目標項目

- (1) 総排出量
- (2) 区収集可燃ごみ量
- (3) 可燃ごみへの資源混入割合
- (4) 食品ロス発生量
- (5) プラスチック排出量
- (6) 資源化率
- (7) 資源回収量
- (8) 集団回収による資源回収量
- (9) ごみと資源の分別状況
- (10) 持込ごみ量
- (11) 再利用計画書上の再利用率
- (12) 温室効果ガスの排出量

使用抑制

プラスチック

25%使用抑制

適正排出

区収集可燃ごみ

(9) ごみと資源の分別状況

(分別を「きちんとしている」区民の割合)

39.7%

→65%に改善



(3) 可燃ごみへの資源混入割合

25.7%

→21%に改善

回収促進

資源プラスチック

【排出区分の変更】

粗大ごみの一部を資源プラスチックへ

【回収の促進】

可燃ごみや不燃ごみに含まれる資源プラスチックの分別の徹底

- 海洋プラスチック問題の普及・啓発
- 事業者によるリサイクルの高度化・代替製品開発の支援
- レジ袋の削減とマイバッグの利用促進
- ペットボトルの削減とマイボトルの利用促進
- リユース食器等の利用促進
- 使い捨てプラスチック削減に向けた区の率先した取組

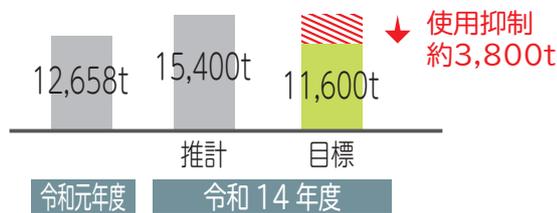
- 商店街イベント等での発生抑制と回収支援
- プラスチック製粗大ごみの資源回収
- 集団回収の仕組みを活用したプラスチックの回収
- 排出袋の改善
- 拡大生産者責任の強化

ごみ・資源の変化

施策効果

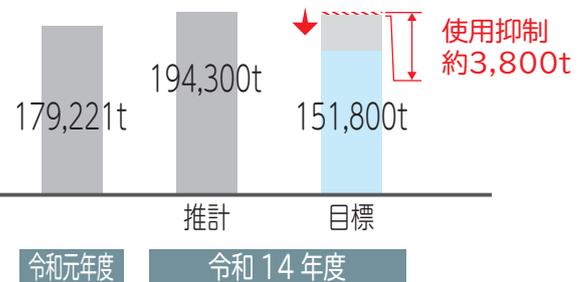
(5) プラスチック排出量

約 3,800t の削減に寄与!



(1) 総排出量

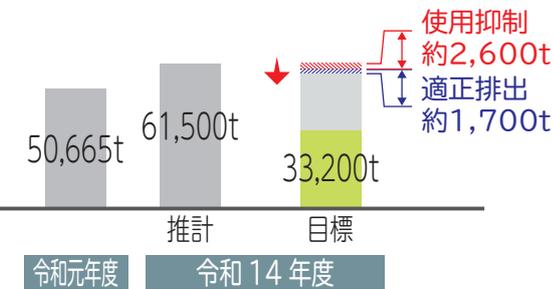
約 3,800t の削減に寄与!



(2) 区収集可燃ごみ量

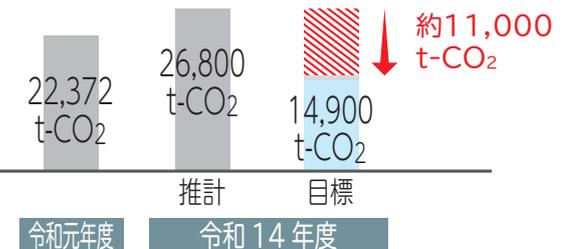
約 4,300t の削減に寄与!

※区収集可燃ごみに含まれるプラスチック量のみ。



(12) 温室効果ガスの排出量

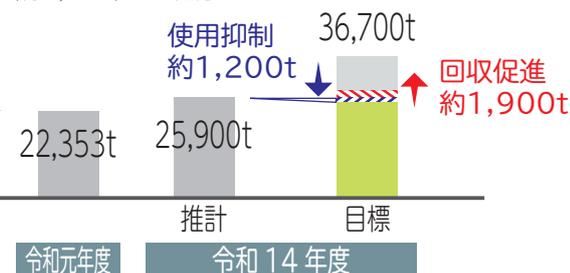
約 11,000t-CO₂ の削減に寄与!



(7) 資源回収量

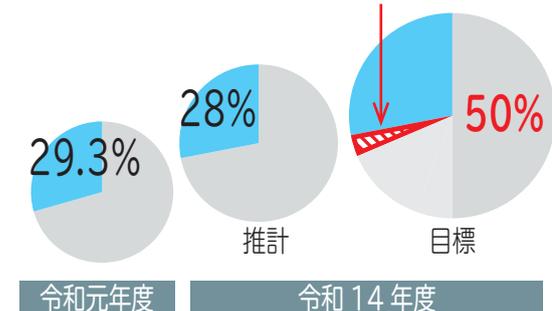
約 700t の増加に寄与!

回収促進による増 (約 1,900t) と使用抑制による減 (約 1,200t) との差分。



(6) 資源化率

約 2% の増加に寄与!



※プラスチック排出量：区収集可燃ごみ及び区収集不燃ごみに含まれるプラスチックと資源回収された資源プラスチック・ペットボトル・ペットボトルキャップの合計量